

# 第3期琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和7年3月

琴 平 町

## 目 次

<b>1章 総合戦略の主旨</b> .....	<b>1</b>
1.1 目的.....	1
1.2 位置づけ.....	1
1.3 計画期間.....	2
1.4 国の総合戦略.....	3
1.5 琴平町の関連計画.....	4
<b>2章 琴平町の現状と課題</b> .....	<b>5</b>
2.1 現状.....	5
(1) 位置・交通.....	5
(2) 自然.....	5
(3) 産業.....	6
(4) 町での居住期間.....	6
(5) 交流人口.....	7
2.2 課題.....	8
(1) 人口減少・少子高齢化への対応.....	8
(2) 未婚率の増加.....	9
(3) 主要産業の人材不足.....	9
(4) 若年層の転出超過.....	9
<b>3章 基本目標及び目標値</b> .....	<b>10</b>
3.1 基本目標.....	10
3.2 目標値.....	11
<b>4章 施策の基本的方向と数値目標</b> .....	<b>13</b>
4.1 施策展開の方向性.....	13
4.2 基本目標①「地域産業を活かし、いきいきと働けるまちづくり」.....	14
(1) 基本的方向.....	14
(2) 施策1：地域産業の強化とブランド化の推進.....	15
(3) 施策2：商店街のにぎわい創出.....	16
(4) 施策3：未来に向けた公共施設や公共用地の利活用推進.....	16
4.3 基本目標②「にぎわいの中に歴史が息づく観光のまちづくり」.....	17
(1) 基本的方向.....	17
(2) 施策1：琴平町を知ってもらおうきっかけづくり.....	18
(3) 施策2：魅力ある着地型観光の創出.....	18
(4) 施策3：移住・定住化の推進.....	19
4.4 基本目標③「結婚・出産・子育てを通じて誰もが住みたいと思えるまちづくり」.....	20

(1) 基本的方向.....	20
(2) 施策 1：若者の結婚に向けた支援.....	21
(3) 施策 2：子育て支援の充実.....	22
(4) 施策 3：希望が持てる子育て環境の構築.....	23
4.5 基本目標④「コンパクトタウンをめざし、安全・安心な暮らしを基盤に今後も住み 続けたいまちづくり」.....	24
(1) 基本的方向.....	24
(2) 施策 1：快適で利便性の高い地域づくり.....	25
(3) 施策 2：世代間交流や生きがいのある生活づくり.....	25
(4) 施策 3：デジタル活用による住民サービスの向上.....	26
<b>5章 総合戦略の管理.....</b>	<b>27</b>
5.1 管理の考え方.....	27
5.2 管理体制.....	27
<b>参 考 資 料.....</b>	<b>28</b>
1 琴平町附属機関設置条例.....	29
2 琴平町まち・ひと・しごと創生有識者会議運営要綱.....	34
3 琴平町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員名簿.....	35
4 第3期琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の経過.....	36

## 1章 総合戦略の主旨

### 1.1 目的

本町の人口は、琴平町人口ビジョンで示すとおり、昭和30（1955）年の15,046人をピークに減少し続けています。一方で、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、平成2（1990）年以降は、年少人口（0～14歳）を逆転して多くなっており、令和2（2020）年には、全体の41%を占めるようになっていきます。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）は減少傾向にあり、令和7（2025）年以降においても減少を続けると想定されています。

人口減少に伴い、地域における消費市場の規模が縮小し、人材不足、景気低迷を生み出すとともに、住民の経済力の低下をもたらし、高齢化の進展も相まって、地域社会の様々な基盤の維持が困難となりつつあります。

このため、本町の特徴を踏まえ、地域特性を活かした本町独自の施策を展開することで、人口減少に歯止めをかけ、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラル（悪循環の連鎖）を防ぎ、地域経済の拡大等により、プラスのサイクルを作ることが重要です。

人口減少を克服し、本町における経済社会の創生を成し遂げるため、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にもとづき、琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という）を策定し、国、県、近隣自治体をはじめ、企業や住民とともに、危機感と問題意識を共有して、これら人口、経済、地域社会の課題に対して一体的・持続的に取り組むものです。

### 1.2 位置づけ

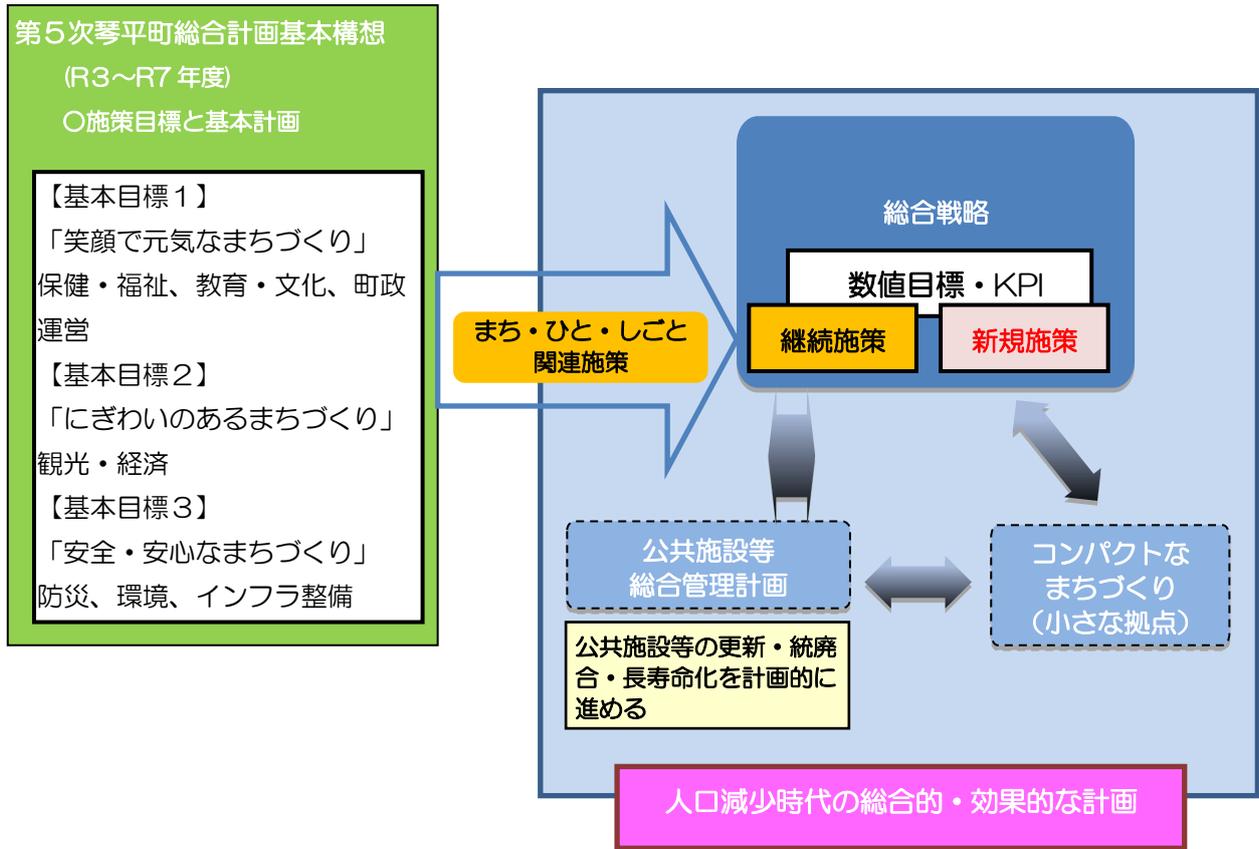
本総合戦略は、喫緊の課題である人口減少問題に対応し、地方創生を成し遂げるため、まち・ひと・しごと創生法に基づき、琴平町人口ビジョンを踏まえ、琴平町のまち・ひと・しごとの創生に向けた基本目標と基本的方向、具体的な施策について、今後5年間の取組内容をまとめたものです。

この総合戦略は、琴平町総合計画における人口減少対策の戦略版として位置づけ、人口減少時代に総合的、効果的に対応し、持続可能で快適な地域づくりを目指すものです。

総合戦略の施策には数値目標や重要業績評価指標（KPI）を定め、政策効果を客観的に検証し、必要な改善を行うこととしています。

よって、今後、社会経済情勢や町民ニーズに柔軟かつ的確に対応できるよう必要に応じ見直しを図ることとします。

第5次琴平町総合計画と総合戦略の関連イメージ

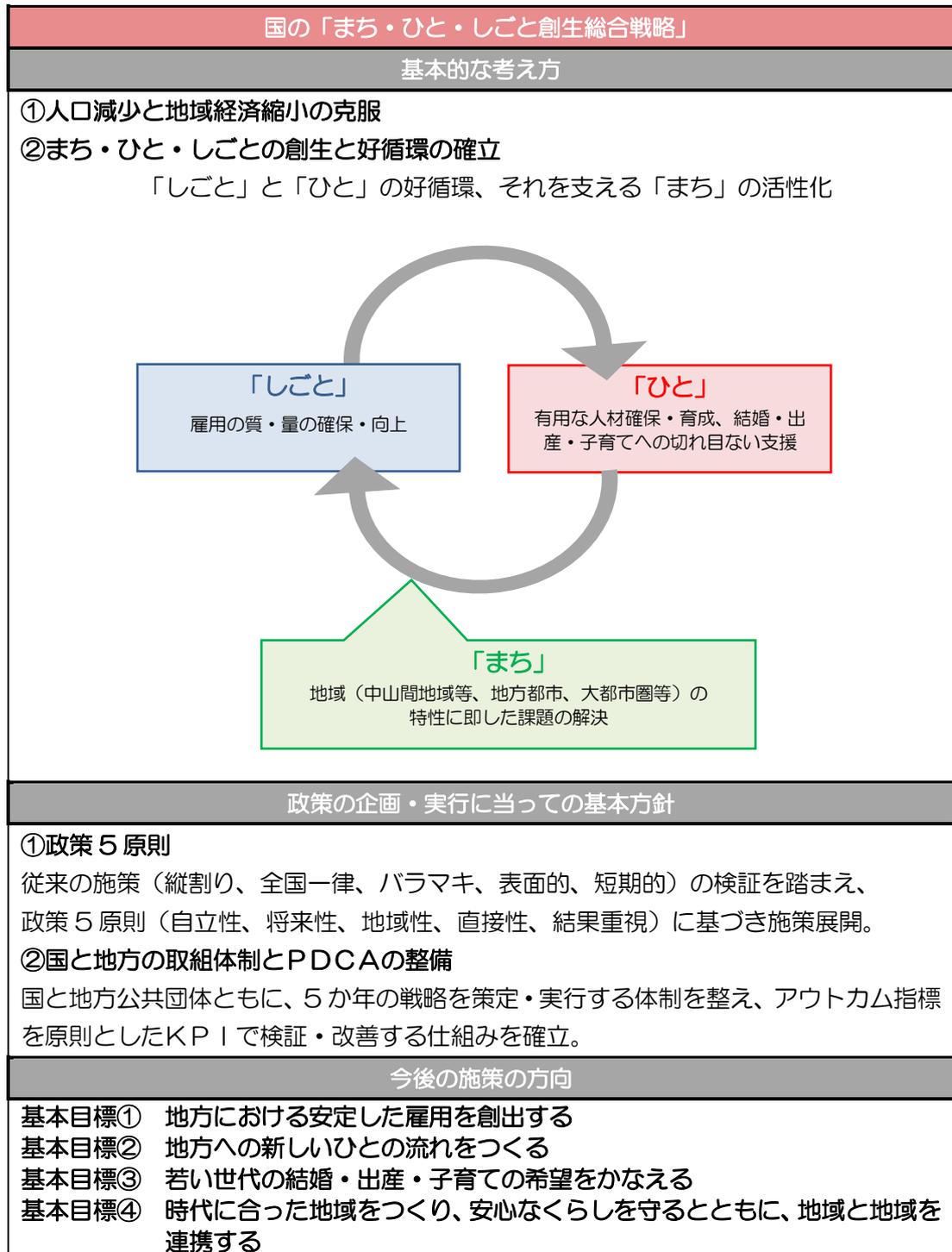


1.3 計画期間

本総合戦略の計画期間は、令和7（2025）年度～令和11（2029）年度の5年間とします。

1.4 国の総合戦略

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻すことが重要であるとしています。



### 1.5 琴平町の関連計画

本町の上位計画に位置する総合計画及びまち・ひと・しごとに関連する主だった個々の計画は以下のとおりです。



## 2章 琴平町の現状と課題

### 2.1 現状

#### (1) 位置・交通

本町は、香川県のほぼ中央に位置する仲多度郡の西部に位置し、東経 133 度 49 分 36 秒、北緯 34 度 12 分 7 秒にあります。町内には、国道 319 号・同 377 号が走り、徳島、高知、愛媛に通じています。高松自動車道善通寺 IC へは国道 319 号線を通して約 6.5Km の位置にあります。公共交通機関としては、JR 土讃線の琴平駅、高松琴平電鉄琴平線の終点駅があります。県庁所在地である高松市の中心部へは自家用車、電車のいずれを使っても 60 分以内で到達可能となっています。

琴平町の位置



#### (2) 自然

本町の面積は、8.47 平方キロメートル（令和元年 10 月 1 日時点）で県下でも 2 番目に小さい値となっています。町域は東西 3.3km、南北 5.3km におよび、地勢は南北に長く、金倉川と土器川の扇状地にあります。町域の西側が、標高 524m、瀬戸内海国立公園・名勝天然記念物に指定されている象頭山の山裾に沿っています。東及び南は、まんのう町、南西は三豊市、北から北西にかけて善通寺市に接しています。

年間を通して温暖な、暮らしやすい気候に恵まれており、四季ごとに桜、つつじ、もみじ等の花や緑の古木に彩られた美しいまちとして親しまれています。

(3) 産業

本町は、「讃岐のこんぴらさん」という愛称で知られる金刀比羅宮を中心に発達した門前町として、多数の観光客を集める観光都市です。

金刀比羅宮は象頭山中腹に位置し、特に海上の安全、五穀豊穡の守護神として全国から根強い大衆信仰を受けてきました。このため、高松街道、丸亀街道、多度津街道、伊予土佐街道、阿波街道など琴平に向かう道は、こんぴら街道と呼ばれ発達してきました。参道には土産物店や旅籠、茶屋がひしめいており、今日に至るまで全国有数の観光地として大きく発展してきました。

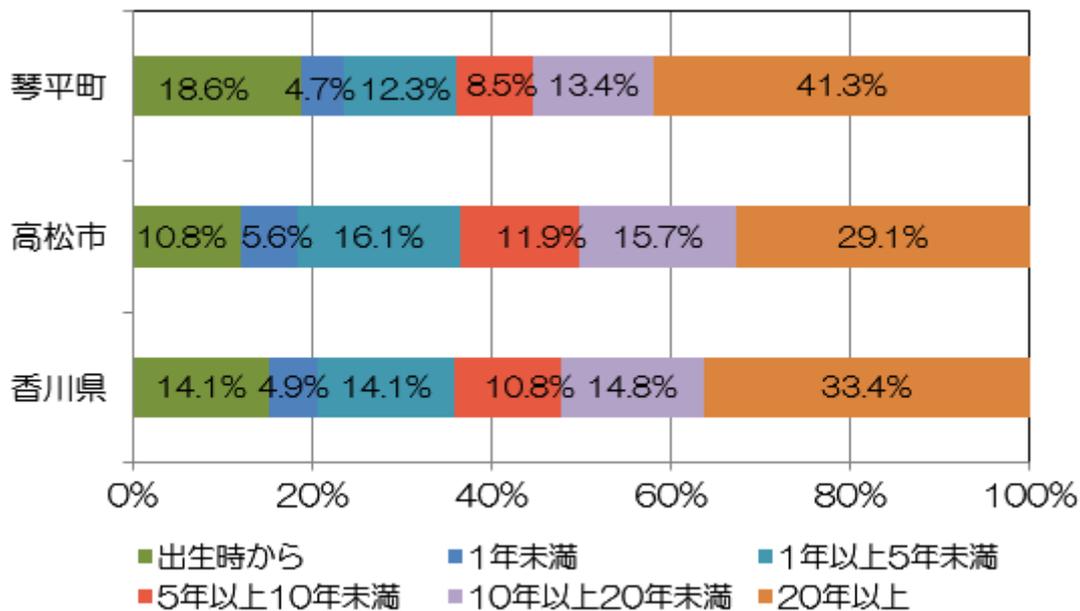
本町の主だった地域産業資源として「レタス」「にんにく」「ナバナ」「清酒」「讃岐一刀彫」等があり、中でも香川県の「にんにく」の生産量は、青森県、北海道に次いで全国第3位で、本町は香川県下の生産地となっています。また、「讃岐一刀彫」は、香川県の伝統工芸品にも認定されており、本町には「讃岐一刀彫」の伝統工芸士が多く存在しています。

(4) 町での居住期間

出生時から現在までの間、本町に住んでいる人は約 18.6%で、20年以上もの間、本町に居住している人は約 41.3%となっています。

これらの数字は、香川県、高松市と比べても、大きな値となっており、この二つを合計した20年以上の長きにわたり本町に住んでいる人は、約 59.9%となっています。

人口における居住期間（※不詳を除く）

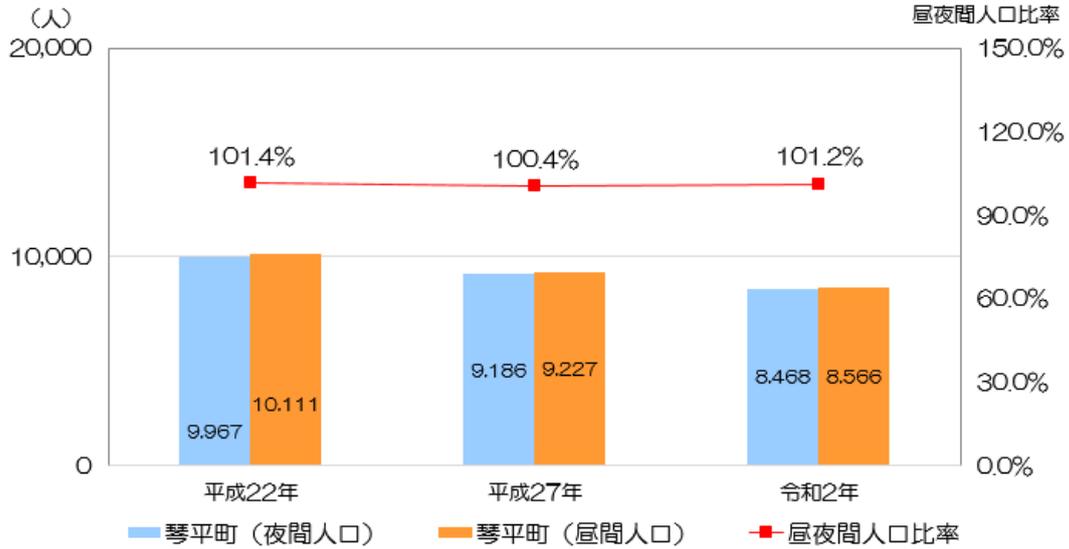


資料：国勢調査（令和2年）

(5) 交流人口

本町の昼夜間人口比率（昼間人口／夜間人口）は、100%を上回っており、昼間は町内で就業・通学している人が多くなっています。昼夜間人口比率は101%前後を推移しています。

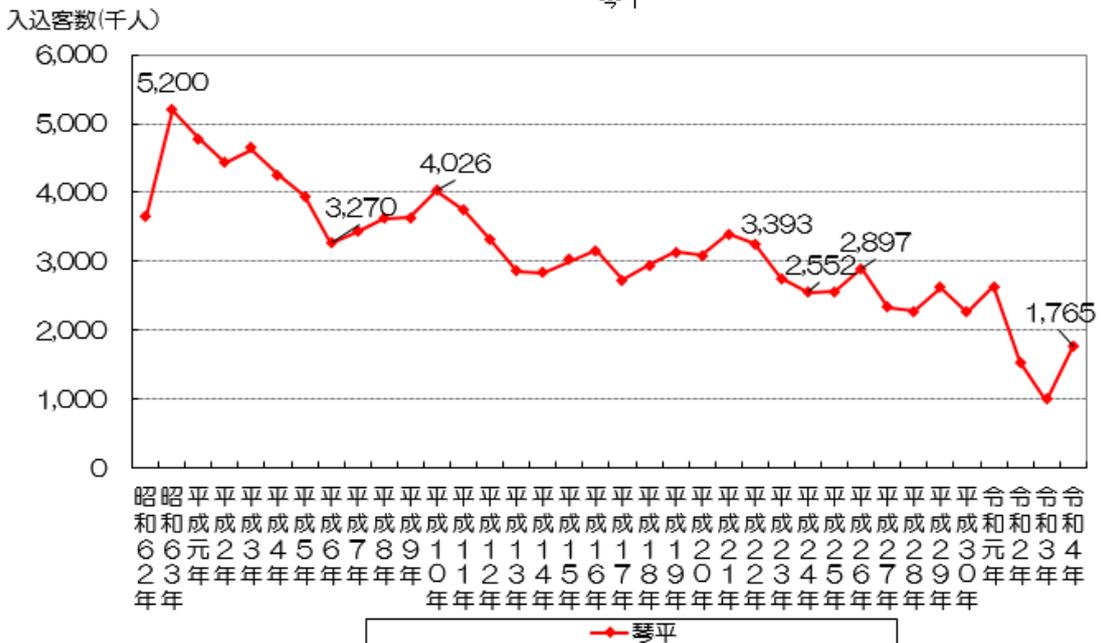
昼夜間人口比率の推移



資料：国勢調査

本町の観光入込客数は、瀬戸大橋が開通した昭和63（1988）年をピークに減少しており、令和3（2021）年に約97万人まで減少しましたが、令和4（2022年）は約176万人となっており改善傾向にあります。年なお、香川県下の他の主要観光施設と比べると本町の観光入込客数が圧倒的に多くなっています。

観光入込客数の推移  
琴平



資料：香川県観光客動態調査報告書

## 2.2 課題

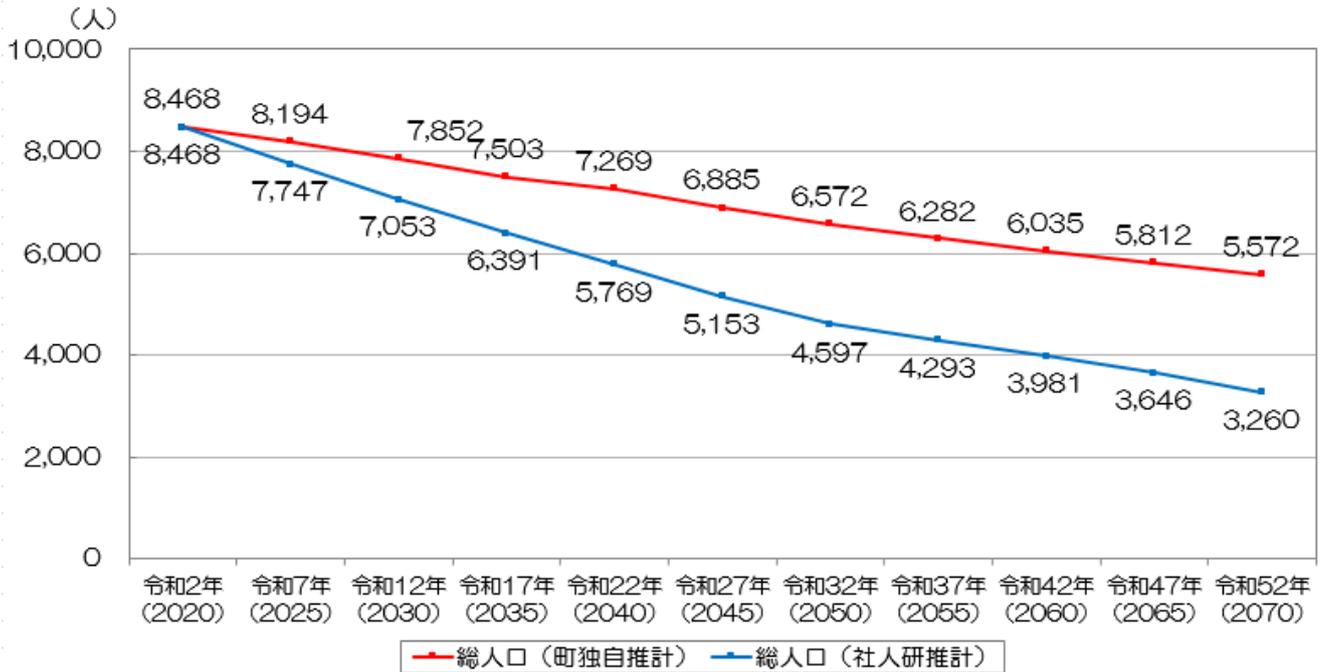
### (1) 人口減少・少子高齢化への対応

本町の人口は、令和2（2020）年時点で8,468人となっています。

令和5年に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和32（2050）年の人口は4,597人で、令和2（2020）年の約53%まで減少すると想定されています。

本町独自推計を実現するためには、2030年時点で社会増減±0、合計特殊出生率1.8を目指す必要があります。

人口の将来展望



**(2) 未婚率の増加**

本町の未婚率は男性が30.3%、女性が20.1%となっています。25～34歳の未婚率は男性が68.1%、女性が55.3%となっており、年々増加傾向にあります。

**(3) 主要産業の人材不足**

本町の就業人口は減少傾向となっており、特に第3次産業の減少が大きくなっています。

宿泊業・飲食サービス業に就業している人の年齢別構成をみると、60歳以上の割合が高く、本町の人口減少が続くと想定されることから、宿泊業・飲食サービス業における人材不足が懸念されています。

**(4) 若年層の転出超過**

年齢階級別の人口移動をみると、15～19歳→20～24歳の転出超過が大きくなっており、その他の世代の人口移動は小さくなる傾向にあります。

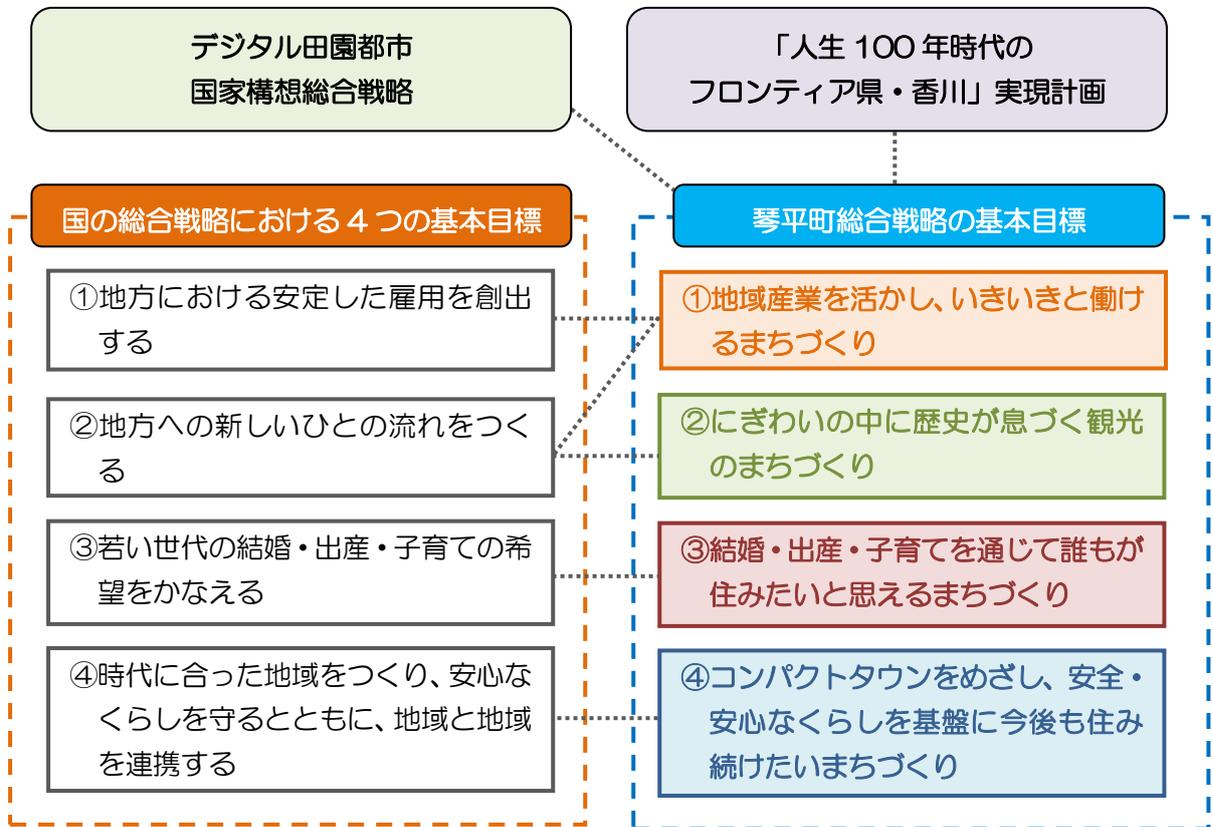
### 3章 基本目標及び目標値

#### 3.1 基本目標

本町の総人口は、令和2年では8,468人と過去5年間で718人減少しました。本町への転入は、転出を下回っており、近年では転入数が減少しており、転出超過の傾向は続いています。また、出生数は死亡数と比べて少なく、出生数は減少傾向にあります。

そのため、本町への新たな転入の流れを創出し、また、出産・子育てを支援することによって、令和42年（2060年）の将来目標人口は、約6,000人とします。

この将来目標人口を確保するために本総合戦略の基本目標は、国の4つの基本目標、デジタル田園都市国家構想総合戦略、香川県の「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画を踏まえ、第5次琴平町総合計画における基本目標とも整合を図りながら、以下のように設定します。



### 3.2 目標値

#### ●基本目標 1：地域産業を活かし、いきいきと働けるまちづくり

琴平町が人々の生活の場として持続可能な成長を遂げていくためには、日々の生活を支える仕事や産業が不可欠です。

そのため、これまで町の発展を支えてきた観光を中心とするサービス業等をいっそう強化するとともに、既存企業の維持発展を図りつつ、地域産業を活かした地域ブランドの確立、さらには新規創業による新産業の創造や企業誘致などを目指し、「地域産業を活かし、いきいきと働けるまちづくり」を基本目標とします。

全国的に存在感のある既存の観光名所を核として活かし、安定したしごとを創造していくため、基本目標の達成度の目安となる目標値を以下のように設定して、その達成に向けて努力していきます。

#### 基本目標 1：地域産業を活かし、いきいきと働けるまちづくり

数値目標	目標値	基準値
就業者を増加させる	5,000人 (R11)	4,301人 (R2 国調)

(数値目標の説明)

- ・就業者：国勢調査による就業者

#### ●基本目標 2：にぎわいの中に歴史が息づく観光のまちづくり

琴平町には、金刀比羅宮という全国的に知名度のある観光地があり、年間数百万人の観光客が訪れているとはいえ、地域特性や住環境などは、地域住民には理解されていても町外の人々には十分知られているとは言えません。今後、特に県外から琴平町へ移住してもらうためには、こうした地域の魅力を町外に向かって情報発信していくとともに、住民自身がこの町に生まれ住んでよかったと思えるような居住環境の形成・まちづくりをさらに進めていくことが大切です。その際、金刀比羅宮のおかげで発展してきた町の文脈を大切に、未来につないでいくことを方向性の軸とします。

そのため基本目標を「にぎわいの中に歴史が息づく観光のまちづくり」とし、その達成度の目安となる目標値を以下のように設定して、その達成に向けて努力していきます。

#### 基本目標 2：にぎわいの中に歴史が息づく観光のまちづくり

数値目標	目標値	基準値
令和 11 年に 1 年間の転入と転出の差 (社会増減) を均衡させる	±0人 (R11)	▲40人 (R2)

(数値目標の説明)

- ・転入と転出：住民基本台帳ベースの社会流出（転出）と社会流入（転入）。

**●基本目標 3：結婚・出産・子育てを通じて誰もが住みたいと思えるまちづくり**

少子化の進展は地域コミュニティの活力を奪うだけではなく、将来における町の存続そのものにも大きな影を落とします。

若者が新たな未来に向け、結婚への第一歩となるための環境づくりや子どもを産み育てたいと願う人々に対して、その願いのもとに力強い未来が描けるような支援を行います。具体的には、周産期・保育、仕事との両立（ワーク・ライフ・バランス）などの面での困難を解消し、安心して子育てできる環境を提供していきます。そのための基本目標を「結婚・出産・子育てを通じて誰もが住みたいと思えるまちづくり」とし、その達成度の目安となる目標値を以下のように設定し、その達成に向けて努力していきます。

基本目標 3：結婚・出産・子育てを通じて誰もが住みたいと思えるまちづくり

数値目標	目標値	基準値
合計特殊出生率を上昇させる	1.60 (R11)	1.52 (H25～H29)

(数値目標の説明)

- ・合計特殊出生率：「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数。

**●基本目標 4：コンパクトタウンをめざし、安全・安心な暮らしを基盤に今後も住み続けたいまちづくり**

国の傾向と同様に、琴平町においても高齢者の人数や割合は増加しています。しかし、高齢者が生きがいを持って働き続けられる就労機会は不足しており、福祉や介護サービスも十分なものとはいえません。

また、若者から「住み続けたい」と選ばれるまちであるためには、自分の生まれ育った地域の魅力や歴史等を大切にする地元愛を育てていくことが必要です。

高齢化の時代に合った、安心して生きがいのある暮らしが実現できる環境づくりや、子どもたちから地域の人々と触れ合い、地域を深く知る機会を提供していくため、基本目標を「コンパクトタウンをめざし、安全・安心な暮らしを基盤に今後も住み続けたいまちづくり」とし、その達成度の目安となる目標値を以下のように設定して、その達成に向けて努力していきます。

基本目標 4：コンパクトタウンをめざし、安全・安心な暮らしを基盤に今後も住み続けたいまちづくり

数値目標	目標値	基準値
琴平町に住み続けたいと思う人の割合を上昇させる	65% (R11)	59.9% (R2)

(数値目標の説明)

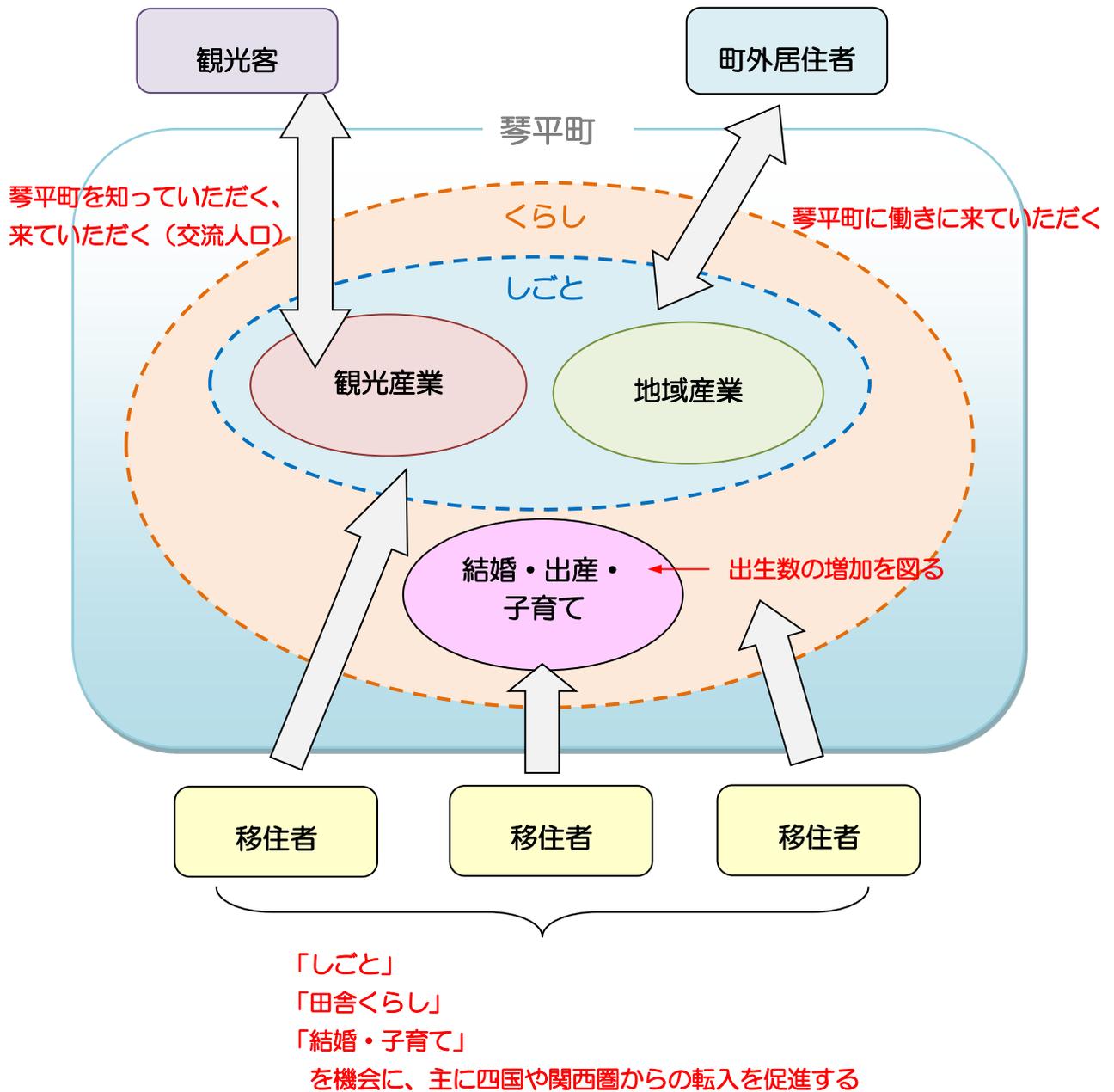
- ・琴平町に住み続けたいと思う人の割合：町民アンケートによる「ずっと住み続けたい」「できれば住み続けたい」の合計の数字。

## 4章 施策の基本的方向と数値目標

### 4.1 施策展開の方向性

総合戦略の施策展開の方向性としては、本町の特色である門前町の歴史を活かし、多くの人に本町を知っていただくとともに、来ていただくことによって交流人口を増加させることを目指します。

また、観光産業や新しく創造する地域産業を活用して働きに来ていただく人を増加させることを目指します。さらに、結婚・出産・子育てをしやすい環境を整え、子育て世代に選ばれる町を目指します。



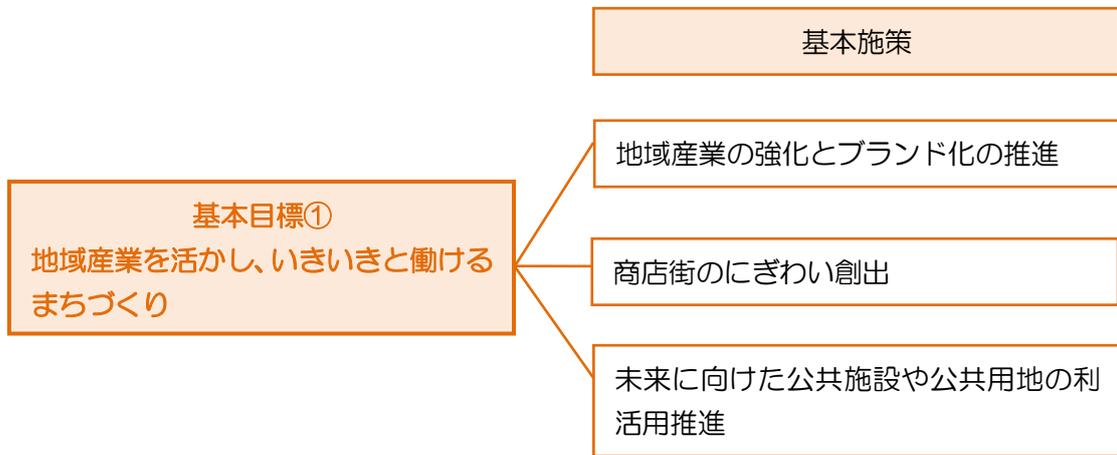
4.2 基本目標①「地域産業を活かし、いきいきと働けるまちづくり」

(1) 基本的方向

琴平町の地域ブランドとしてより強固なものとするためにも、地域全体として一体感を持たせた地域ブランドの創造・育成を行い、年間数百万人規模の観光客が全国から訪れる金刀比羅宮の知名度を活かしながら、観光とも連携した効果的で合理的な情報発信に努めます。

また、金刀比羅宮の参詣客をもてなす観光産業および地域産業の振興を通して、起業支援などにも力を入れながら、さらなる商店街の回遊性を高め、にぎわいを創出します。

このような地域の産業振興の機運を高めるなかで、企業誘致を推進し、地域全体として安定したしごとの創造を実現します。



(2) 施策 1：地域産業の強化とブランド化の推進

全国的に有名な金刀比羅宮の知名度を活かし、「こんぴらブランド」として広く情報発信を行うと同時に、地域素材（魅力や強みなど）を活かした地域産業の創造を推進します。また、既存事業における後継者不足が問題で事業継続が困難になっている事業者が多い傾向にあることから、後継者育成に傾注し、事業者数や事業規模の維持発展に努めます。

施策 1		地域産業の強化とブランド化の推進	
KPI	目標値	基準値	
新たなブランド創出件数	5年間で5件 (R7～R11年度の累計)	2件 (R元～R5年度の累計)	
販売促進活動回数	年間4回 (R11)	年間0回 (R5)	
新規就農者数	5年間で3人 (R7～R11年度の累計)	0人 (R元～R5年度の累計)	
取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術継承者に対する育成支援</li> <li>・地域ブランドの開発及び販路開拓に対する支援</li> <li>・就農者に対する育成支援</li> </ul>			
事業名		事業区分	
①産業の技術継承者育成事業		継続事業	
②販路開拓及び拡大戦略事業		継続事業	
③新ブランド開発促進事業		継続事業	
④新規就農者育成事業		継続事業	

**(3) 施策2：商店街のにぎわい創出**

思いのある人（若者）が挑戦できる舞台を琴平町の商店街に求め、空き店舗の利用促進を視野に、新規起業者のチャレンジを応援しながら、にぎわいを生み出していきます。新規に創業を志す人々に対して、情報、資金、場所等を支援することにより、新産業の創造と新たな雇用の創出を図っていきます。また、香川県として、「瀬戸内国際芸術祭」が一定の経済効果を上げていることから、県の動きとも連携し、アートを活用したにぎわいづくりにも力を入れます。

施策2		商店街のにぎわい創出	
KPI	目標値	基準値	
空き店舗利用件数	5年間で5店舗 (R7~R11年度の累計)	5店舗 (R元~R5年度の累計)	
取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・アートを活用した商店街のにぎわいづくりに対する支援</li> <li>・空き店舗の利用促進に対する支援</li> <li>・若者の起業に対する支援</li> <li>・電子地域通貨（キャッシュレス化）の推進</li> </ul>			
事業名		事業区分	
①こんぴら商店街アート化事業		継続事業	
②土曜デー復活事業		継続事業	
③空き店舗対策事業		継続事業	
④まちづくり活性化事業		継続事業	
⑤電子地域通貨（キャッシュレス化）推進事業		継続事業	

**(4) 施策3：未来に向けた公共施設や公共用地の利活用推進**

最近の円安傾向を背景に、海外に進出した工場の国内回帰や、外国企業の国内への投資に対する期待が高まっています。こうしたことを受けて、今後、統廃合等により発生すると想定される公共施設や公共用地を活用し、企業誘致への可能性等について検討します。

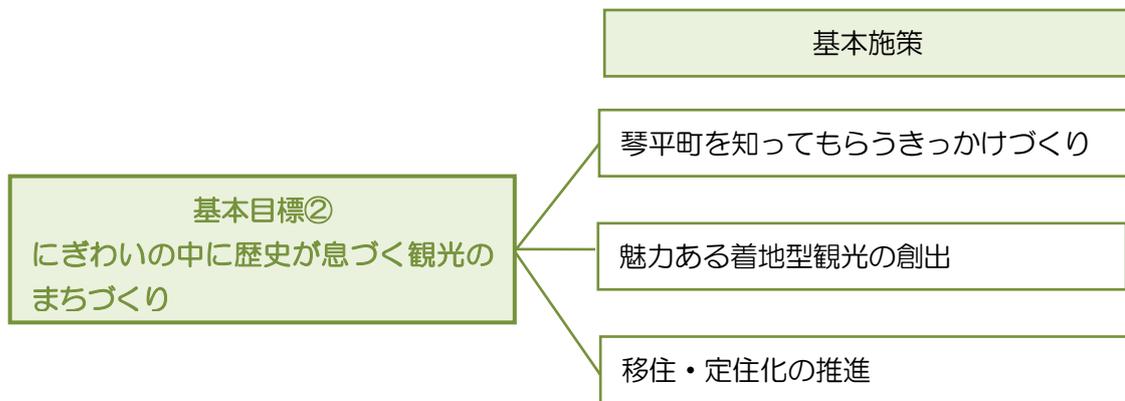
施策3		未来に向けた公共施設や公共用地の利活用推進	
KPI	目標値	基準値	
公共用地・公共施設の計画的な運用に向けた計画・方針等の策定	5年間で1計画 (R7~R11年度の累計)	5年間で0計画 (R元~R5年度の累計)	
取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用地・公共施設の将来推計および活用方針の設定</li> </ul>			
事業名		事業区分	
①公共用地・公共施設の計画的な運用		継続事業	
②企業誘致		新規事業	
③小学校跡地利用検討事業		新規事業	

### 4.3 基本目標②「にぎわいの中に歴史が息づく観光のまちづくり」

#### (1) 基本的方向

琴平町は金刀比羅宮の参詣客でにぎわい、観光業を中心として発展してきた歴史を持ちます。その背景を重んじ、これからのまちづくりを見通すうえにおいても、揺るがぬ柱に据え、未来につなげていきます。

したがって、全国的に知名度のある金刀比羅宮を交流人口の核ととらえ、着地型観光の創出を行います。さらにそれにとどまらず、暮らしの情報など移住につながる情報を提供し、交流人口の増加から移住・定住人口の増加を目指します。あわせて、UIJターンを希望する人々が安心して定住できるよう、関連する助成金を整備するのみならず、空き家対策などにも傾注し、良好な居住環境の形成を目指します。これらの施策によって地域の魅力を高め、交流から定住へと着実につなげていきます。



(2) 施策1：琴平町を知ってもらおうきっかけづくり

金刀比羅宮の知名度を活かし「金刀比羅宮のある町」という認識から琴平町を知ってもらい、来町を促し、交流人口の増加から移住人口の増加をめざします。また、四国こんぴら歌舞伎大芝居や琴平町ならではの食文化をきっかけにもっと本町を知ってもらい、移住・定住の入口となる交流人口を厚くします。

施策1		琴平町を知ってもらおうきっかけづくり	
KPI	目標値	基準値	
町ホームページアクセス件数	年間 45 万件 (R11)	年間約 44 万件 (R5)	
取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・四国こんぴら歌舞伎大芝居の開催</li> <li>・ゆるキャラ等の活用による琴平町の認知度向上に対する支援</li> <li>・地元特産品や食を通じた琴平町の認知促進に対する支援</li> </ul>			
事業名		事業区分	
①四国こんぴら歌舞伎大芝居公演事業		継続事業	
②こんぴら船々及びこんぴーくん普及促進事業		継続事業	
③こんぴらマルシェ deB級グルメ実施事業		継続事業	

(3) 施策2：魅力ある着地型観光の創出

琴平町の大きな資産である金刀比羅宮を観光の一つの柱として、インバウンドの人口を増やします。また、広域連携や観光客（来町者）の満足度を高める事業を通して、魅力ある着地型観光に向けてサービスの向上やモデルプラン等の創出を行います。

施策2		魅力ある着地型観光の創出	
KPI	目標値	基準値	
観光入込客数	年間 300 万人 (R11)	年間 197 万 2 千人 (R5)	
取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・インバウンド推進の支援</li> <li>・情報発信に対する支援</li> <li>・観光客誘致および観光客の満足度を高めることに対する支援</li> <li>・瀬戸内中讃定住自立圏構想の推進</li> </ul>			
事業名		事業区分	
①こんぴらインバウンド推進事業		継続事業	
②ことひらWi-Fi整備事業		継続事業	
③着地型観光（DMO）推進事業		継続事業	
④こんぴら観光アプリ事業		継続事業	
⑤観光振興対策（ビジットこんぴら）事業		継続事業	
⑥文化財保存活用事業		継続事業	
⑦観光ルートの複線化推進事業		新規事業	

(4) 施策3：移住・定住化の推進

U・I・Jターン促進およびU・I・Jターン者の定着を促進するためには、生活支援機能の集積・充実や、廉価な費用で住宅が入手及び維持できることが求められます。

そのため、住宅取得に対する支援、空き家の利活用支援など様々な施策を多角的・総合的に実施します。また、移住・定住者の通勤の便などを図り、U・I・Jターン者が住みたくなる快適な居住環境の整備を行います。

施策3		移住・定住化の推進	
KPI	目標値	基準値	
転入数	年間で280人	年間232件(R2)	
取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅建設・取得支援</li> <li>・通勤等の生活支援機能の整備</li> <li>・空き家の利活用支援</li> <li>・若者のU・I・Jターン・地元定着支援</li> </ul>			
事業名		事業区分	
①空き家対策事業		継続事業	
②新築住宅助成事業		継続事業	
③フレッシュマン応援事業		継続事業	
④JR・ことでの利用者への補助事業		継続事業	
⑤琴平町住宅・店舗等リフォーム助成事業		継続事業	
⑥東京圏移住促進事業		新規事業	

#### 4.4 基本目標③「結婚・出産・子育てを通じて誰もが住みたいと思えるまちづくり」

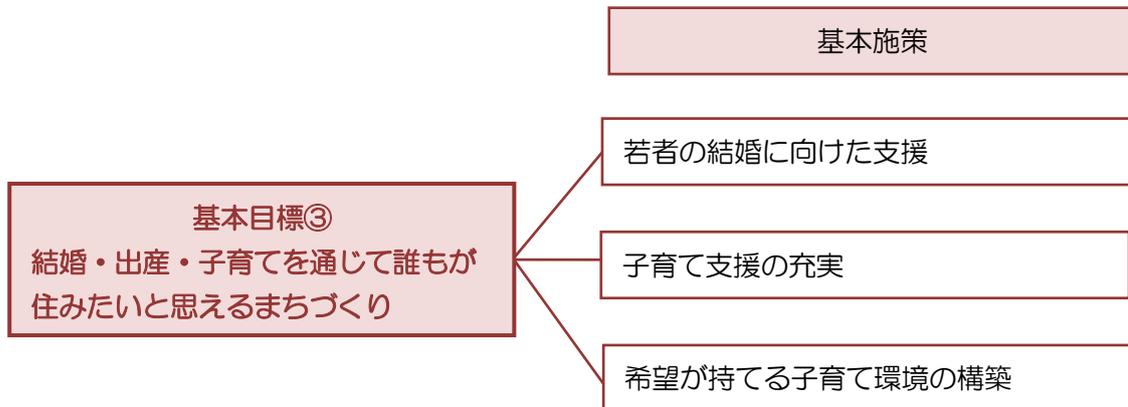
##### (1) 基本的方向

結婚・出産・子育てについて、若い世代の希望が無いわけではなく、希望はあるものの、実現に向けた様々な社会的困難が課題として浮上しています。

子育てにおいては、長時間労働による育児参加機会や意欲の喪失、保育園等の支援機能の不足などはその一例であるといわれています。

琴平町は、結婚に向けた男女の出会いづくり、子育てしやすい町づくりを目指し、安心して出産・子育てができる環境の構築を図ります。

これらの施策によって、誰もが安心して、希望をもって結婚・出産・子育てできる環境を整え、住みたいと思われる琴平町を実現します。



(2) 施策1：若者の結婚に向けた支援

インターネットを通じて人と人が気軽に出会える時代ですが、地域社会に存在していた仲人役が少なくなり、実際に若い男女を引き合わせ、結婚までの世話をするとといった取組が減ってきています。

そのため、趣味を通じた出会いの場の演出や結婚に関する相談体制の強化・情報提供などの支援を継続するとともに、結婚を祝福し、新たな結婚生活を支援することで、町内で結婚するカップルの数が増えることを目指します。

施策1		若者の結婚に向けた支援	
KPI	目標値	基準値	
25～34歳の未婚率	男性65%、女性45%	男性68.1%、女性55.3% (R2)	
取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚祝金の提供</li> <li>・結婚に関する相談・情報提供</li> <li>・出会いイベントの演出</li> </ul>			
事業名担当部署		事業区分	
①結婚祝金事業		継続事業	
②町民交流イベント事業		新規事業	
③縁結び支援事業		新規事業	

(3) 施策2：子育て支援の充実

経済の低成長にともない、経済的な不安を一因として、出産・子育てに対して力強い未来が描けない若者が増えています。出産から子育ての各段階においてかかる費用を可能な範囲で町が支援し、経済的な不安要因を解消するよう努めます。また、これらの支援が弾みとなって、合計特殊出生率が上がる状態を目指し、安心して子どもを産み育てることのできる環境の構築を図っていきます。

施策2		子育て支援の充実	
KPI	目標値	基準値	
出生数	年間50人(R11)	年間35人(R5)	
取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産に対する支援</li> <li>・子育てにかかる費用の支援</li> </ul>			
事業名		事業区分	
①子育て応援施設整備支援事業		継続事業	
②出産・成長祝金事業		継続事業	
③子ども医療費助成事業		継続事業	
④地域活動活性化事業		継続事業	
⑤給食費負担軽減事業		新規事業	
⑥電子母子手帳事業		新規事業	

(4) 施策3：希望が持てる子育て環境の構築

義務教育課程においては、魅力ある教育内容を定着させ、教育の充実を図ります。また、共働き世帯が多い現状において、放課後の子どもたちの安全な居場所に対するニーズも高いことから、学校教育から放課後まで、安心して子どもを育てることのできる子育て環境を構築します。

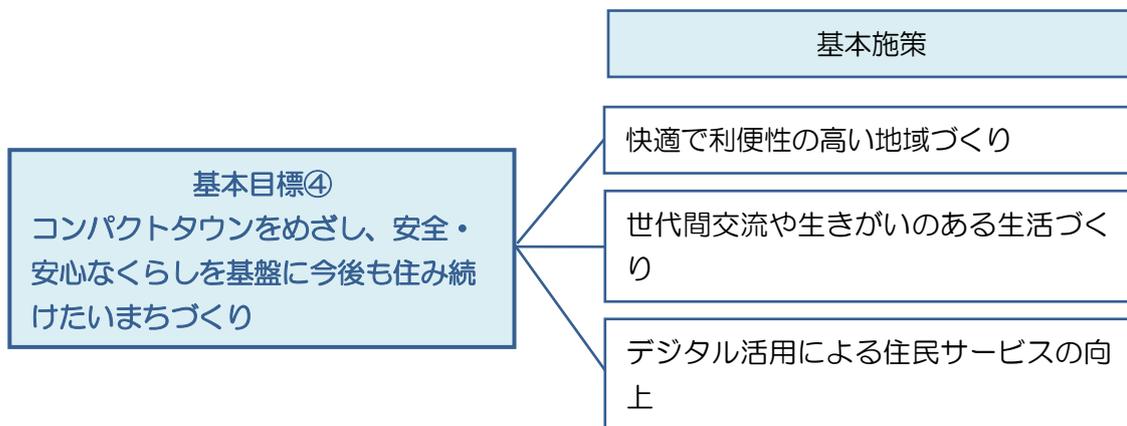
施策3		希望が持てる子育て環境の構築	
KPI	目標値	基準値	
学校教育における満足度	20% (R11)	15.2% (R2)	
取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後における子どもの安全な居場所づくり</li> <li>・学校教育の充実</li> </ul>			
事業名		事業区分	
①放課後児童育成事業		継続事業	
②魅力ある義務教育創出事業		継続事業	
③一時預かり推進事業		新規事業	
④統合小学校・こども園整備事業		新規事業	

#### 4.5 基本目標④「コンパクトタウンをめざし、安全・安心な暮らしを基盤に今後も住み続けたいまちづくり」

##### (1) 基本的方向

核家族化の進行等により、高齢者夫婦世帯や一人暮らし高齢者の増加等がみられる中で、年金支給額の低下、老人医療費の増加等により生活環境を維持していくことが厳しい時代となりつつあります。

本町では、コミュニティの力も活用しつつ、高齢者がいきいきと暮らせる住環境の構築を図ります。また、高齢者が安全で安心して暮らすために必要な都市機能を集約させるとともに、公共交通の便を図りながら、効率的で持続可能なまちづくりを推進します。



(2) 施策1：快適で利便性の高い地域づくり

高齢者の割合が増加傾向にあることから、高齢者にやさしいまちづくりを目指します。コミュニティバスなど、公共交通の充実を図り、お年寄りが買い物などに出ていきやすい快適性と利便性を担保します。

施策1 快適で利便性の高い地域づくり		
KPI	目標値	基準値
交通事故死亡者数	5年間で0人 (R7~R11年度の累計)	5年間で2人 (R元~R5年度の累計)
取組内容		
<ul style="list-style-type: none"> <li>交通手段が限られてしまう高齢者に対する日常生活の支援</li> <li>再生可能エネルギーの導入に対する支援</li> </ul>		
事業名		事業区分
①交通安全対策事業		継続事業
②こんぴらエコシティ補助事業		継続事業
③交通弱者支援事業		継続事業
④公共用地・公共施設の計画的な運用（再掲）		継続事業

(3) 施策2：世代間交流や生きがいのある生活づくり

人と人のふれあいは、年齢を問わず、人をいきいきとさせてくれます。とりわけ高齢者が若い世代とふれあう機会を提供することは、高齢者の生きがいにつながるものです。高齢者に限らず、働く子育て世代の女性も視野に、生きる実感や喜びを感じられる生活が享受できる町を目指します。

また、世代間を超えた新たなコミュニティの形成によって、防災や子育て等の場面において、互いが協力し、助け合える環境づくりを目指します。

施策2 世代間交流や生きがいのある生活づくり		
KPI	目標値	基準値
自治会加入世帯数	2,700世帯 (R11)	2,084世帯 (R5)
取組内容		
<ul style="list-style-type: none"> <li>世代間交流が生まれやすい仕掛けづくりに対する支援</li> <li>高齢者の生きがいにつながる事業に対する支援</li> <li>働く子育て世代の女性に対する支援</li> <li>高齢者の移住に対する支援</li> </ul>		
事業名		事業区分
①地域交流スペース運営補助事業		継続事業
②働く子育て世代の女性応援事業		継続事業

(4) 施策3：デジタル活用による住民サービスの向上

人口減少に備えて、行政の効率化を推進し、住民サービスを向上させ、住みよいまちづくりを目指します。

施策3		デジタル活用による住民サービスの向上	
KPI	目標値	基準値	
DX 施策着手数	5年間で5計画 (R7~R11 年度の累計)	—	
取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル活用による住民サービスの向上</li> <li>デジタル活用による自治体の生産性向上</li> </ul>			
事業名		事業区分	
①電子地域通貨（キャッシュレス化）推進事業（再掲）		継続事業	
②マイナンバーカードの普及・利活用事業		新規事業	
③電子母子手帳事業（再掲）		新規事業	
④ペーパーレス化の推進		新規事業	
⑤デジタル人材の育成		新規事業	

## 5章 総合戦略の管理

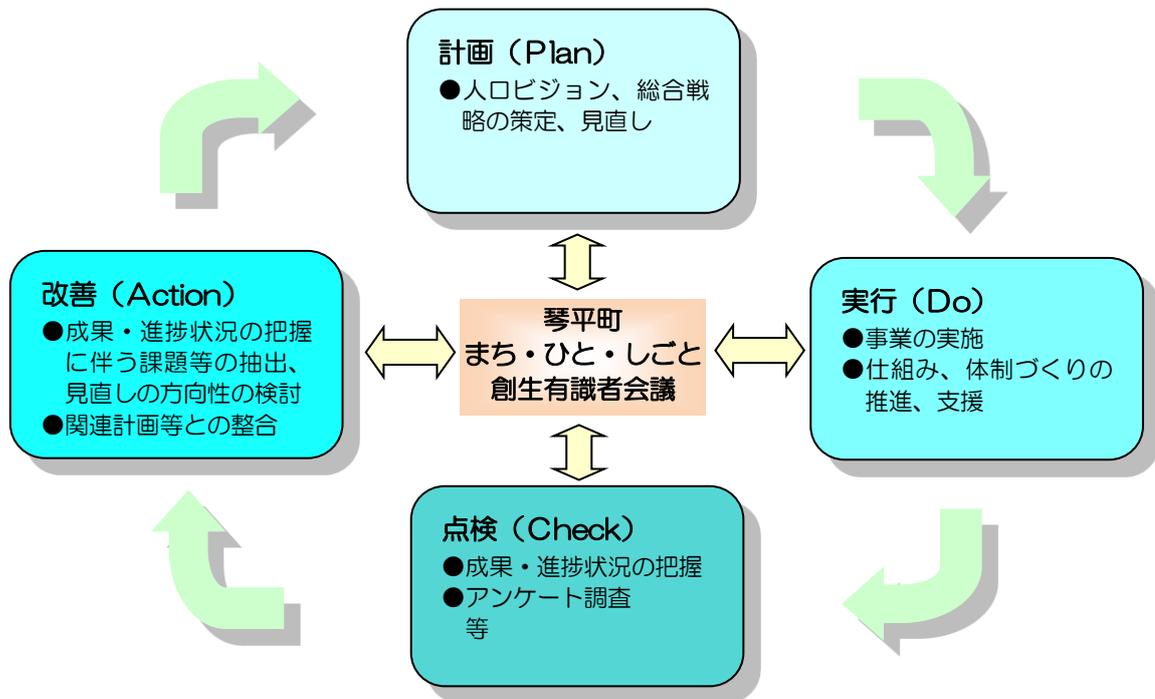
### 5.1 管理の考え方

総合戦略は、5年後を見据えた計画であることから、短期間の間に確実に実行していくことが必要です。そのため計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、改善（Action）といった一連のサイクルを確立し、これらを確実に実行し、総合戦略を推進していくものとします。

そのためには、琴平町まち・ひと・しごと創生有識者会議と連携を図りながら、PDCAサイクルを実行するものとします。

なお、必要に応じて「地方創生コンシェルジュ制度」を積極的に活用し、具体的な事業実施等における情報やアドバイスを得ることによって、円滑な事業実施に努めます。

#### 人口ビジョン、総合戦略のPDCA



### 5.2 管理体制

総合戦略に掲げる事業を担当する部署は庁内各課にわたることから、関係課を一堂に会した進捗状況の報告会等を定期的を開催することとします。

また、毎年、施策におけるKPIの達成状況を確認するとともに、琴平町まち・ひと・しごと創生有識者会議にて報告することとします。

名 称	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
庁内連絡会		☆	☆	☆	☆	☆
有識者会議（定期報告会）		○	○	○	○	○

# 参 考 資 料

## 1 琴平町附属機関設置条例

令和2年6月5日  
条例第28号

(設置等)

第1条 法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により本町に設置する附属機関は、別表のとおりとし、附属機関の担任する事務、委員の定数、委員の任期、構成者及び庶務担当は、当該別表に定めるところによる。

(委員の委嘱)

第2条 附属機関の委員は、別表の構成者の欄に掲げる者のうちから執行機関が委嘱又は任命する。

2 執行機関は、前項に定める委員のほか、必要と認める者を委員に委嘱し、又は任命することができる。

(委員の身分)

第3条 前条第1項に定める委員が、別表の構成者の欄に掲げる職の身分を失ったときは、当該附属機関の委員を辞したものとみなす。

(委員の再任)

第4条 附属機関の委員は、再任を妨げない。

(補欠委員の任期)

第5条 附属機関の委員が欠けた場合において、補欠により委嘱又は任命した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 附属機関に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長が招集し、議長となる。

(部会)

第8条 附属機関に必要な応じ部会を置くことができる。

(特別委員等)

第9条 附属機関に専門的事項を調査及び審議させるため必要があるとき又は臨時に委員を置く必要があるときは、第2条に定める委員のほか、特別委員又は臨時委員(以下「特別委員等」という。)を置くことができる。

2 特別委員等の議事参加については、会長が附属機関の会議に諮って定める。

3 特別委員等は、任務が終了したときは、解任されるものとする。

(意見の聴取等)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、当該執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(委員の任期の特例)
- 2 この条例の施行の際現に附属機関の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)にこの条例に基づく委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第1条の規定にかかわらず、施行日における従前の附属機関の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

別表(第1条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期	構成者	庶務担当
町長	琴平町行財政改革推進委員会	行財政改革推進に向けたの審議及び答申に関する事務	7名以内	2年	(1) 学識経験者	企画防災課
	琴平町景観まちづくり協議会	景観の形成についての調査及び審議に関する事務	15名以内	2年	(1) 学識経験者 (2) 関係行政機関の職員	企画防災課
	琴平町都市計画マスタープラン策定委員会	都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2の規定における都市計画に係る基本方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定についての調査及び審議に関する事務	15名以内	都市計画マスタープランの策定が完了する日まで	(1) 学識経験者 (2) 町内有識者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 公共の団体の代表	企画防災課
	琴平町まち・ひと・しごと創生有識者会議	地方版総合戦略及び地方人口ビジョンの策定及び検証に関する事務	15名以内	1年	(1) 学識経験者 (2) 関係団体代表者	企画防災課
	琴平町虐待防止等対策地域協議会	虐待防止等のための支援についての協議に関する事務	20名以内	2年	(1) 司法・警察関係者 (2) 保健福祉関係者 (3) 医療関係者 (4) 関係行政機関の職員	住民福祉課
	琴平町要保護児童対策地域協議会	要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦への支援についての協議等に関する事務	20名以内	2年	(1) 児童福祉関係者 (2) 医療関係者 (3) 警察関係者 (4) 教育関係者 (5) 行政関係者 (6) その他連携が必要と認められる機関の者	子ども・保健課

琴平町子ども・子育て会議	子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項並びに当該施策の実施状況の審議に関する事務	15名以内	2年	(1) 学識経験者 (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (3) 子どもの保護者 (4) 関係行政機関の職員	子ども・保健課
琴平町地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定についての審議に関する事務	15名以内	計画策定終了まで	(1) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者 (2) 学識経験者 (3) 町民団体等の関係者 (4) 関係行政機関の職員	住民福祉課
琴平町障がい者福祉計画策定委員会	障がい者福祉計画及び障がい福祉計画の策定及び評価についての調査	15名以内	計画策定終了まで	(1) 学識経験者 (2) 関係団体代表者 (3) 医療関係者 (4) 地域等の住民代表 (5) 関係行政機関の職員	住民福祉課
琴平町自殺対策計画策定委員会	自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づく琴平町自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定に関する事務	15名以内	計画の策定が終了する日まで	(1) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者 (2) 町民団体等の代表者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認めた者	子ども・保健課
琴平町健康増進計画等策定推進委員会	健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に基づく健康増進計画及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第2項に基づく食育推進計画の中間評価並びに見直しに関し、必要な事項を調査及び検討するための事務	15名以内	2年	(1) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者 (2) 町民団体等の代表関係行政機関の職員 (3) 関係行政機関の職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認めた者	子ども・保健課
琴平町胃がん検診運営委員会	胃がん検診の実施体制の構築、検診後の画像の読影及び管理、偶発症の把握、対策等に関する事務	4名	2年	(1) 仲多度南部医師会琴平町代表 (2) 琴平町内医療機関専門医 (3) 琴平町内実施医療機関代表 (4) その他町長が必要と認める者	子ども・保健課
琴平町予防接種健康被害調査委員会	予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種による健康被害その他予防接種に関し必要な事項につ	5人以内	2年	(1) 学識経験者 (2) 関係団体代表者 (3) 被保険者を代表する者 (4) 関係行政機関の職員	子ども・保健課

		いての調査審議に関する事務				
琴平町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会	老人福祉計画の見直し並びに介護保険事業計画の策定についての審議に関する事務	20名以内	計画策定終了まで	(1) 学識経験者 (2) 関係団体代表者 (3) 被保険者を代表する者 (4) 関係行政機関の職員	住民福祉課	
琴平町老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの適正な入所措置を図るための審議に関する事務	4名以内	2年	(1) 香川県中讃保健福祉事務所長又は代理者 (2) 医師 (3) 老人福祉施設長 (4) 地域包括支援センター長	住民福祉課	
琴平町地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るための審議に関する事務	10名以内	3年	(1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体等 (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者(1号及び2号) (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者 (4) 地域ケアに関する学識経験を有する者	住民福祉課	
琴平町地域密着型サービス運営委員会	地域密着型サービスの適正な運営を確保するための審議に関する事務	10名以内	3年	(1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者 (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者 (3) 地域における保健・医療・福祉関係者 (4) 学識経験者	住民福祉課	
琴平町観光振興基本計画策定委員会	観光振興基本計画の策定についての審議に関する事務	25名以内	委嘱した日から委嘱した日の属する年度の末日まで	(1) 学識経験者 (2) 観光振興を目的とする団体の代表者 (3) 観光に関する事業を行う者 (4) 本町の区域内の公共的団体等の代表者	観光商工課	
琴平町空家等対策協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十七号)に基づく空家の	8名以内	2年	(1) 関係行政機関の職員 (2) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者等	地域整備課	

		適正な管理についての事務				
教育委員会	琴平町就学指導委員会	障害のある児童及び生徒の就学について適正な措置を講ずるための調査、審議及び答申に関する事務	10名以内	2年	(1) 医師 (2) 関係教育機関の職員 (3) 児童福祉施設の職員 (4) 学識経験者	生涯教育課
	琴平町立学校結核対策委員会	町立学校における結核健康診断の実施及びその結果の把握並びに精密検査対象児童及び生徒の健康管理方針の専門的な検討、結核患者発生時の保健所等関係機関と協力した対策の検討、地域と連携した学校の結核管理方針の検討など結核対策に関する事務	9名以内	1年	(1) 香川県中讃保健所長 (2) 結核の専門家 (3) 郡市医師会の代表 (4) 学校医の代表 (5) 町立学校の校長の代表 (6) 町立学校の養護教諭の代表 (7) 関係行政機関の職員	生涯教育課
	琴平町いこいの郷公園指定管理者選定委員会	いこいの郷公園の指定管理者選定に向けての審議及び答申に関する事務	8名以内	諮問に係る答申まで	(1) 学識経験者 (2) いこいの郷公園利用者 (3) 関係行政機関の職員	生涯教育課
	琴平町立小学校・認定こども園統合新築検討委員会	小学校及び認定こども園の統合新築についての調査及び審議に関する事務	30名以内	調査、審議及び検討した意見等の最終的な結果を教育長に報告した日まで	(1) 町立小学校及び町立認定こども園の保護者の代表 (2) 地域の代表 (3) 町立小学校及び町立認定こども園の代表者 (4) その他教育長及び町長が必要と認める者	生涯教育課

## 2 琴平町まち・ひと・しごと創生有識者会議運営要綱

令和2年7月1日  
告示第71号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方創生に向けた官民一体の取組みを推進するため、琴平町附属機関設置条例(令和2年琴平町条例第28号)第11条の規定に基づき、琴平町まち・ひと・しごと創生有識者会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 琴平町「地方人口ビジョン」策定に係る検討に関すること。
- (2) 琴平町「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に係る検討に関すること。
- (3) 琴平町「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる施策の成果の検証に関すること。
- (4) その他会議の設置の目的を達成するための必要な事項

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる業界、機関及び団体等の有識者から、町長が委嘱する。

- (1) 産業界
- (2) 行政機関
- (3) 教育機関
- (4) 金融機関
- (5) 労働団体
- (6) メディア

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員(議長である会長を含む。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議は、原則として公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、出席委員の過半数の同意により、会議を非公開とすることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 3 琴平町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員名簿

琴平町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員名簿

氏名	役職名	備考
氏家孝志	琴平町商工会 会長	副会長
漆原康博	琴平町観光協会 会長	
大山興央	香川県立農業大学校 校長	
片岡晴子	香川県農業協同組合琴平支店 支店長	
横峰 純	丸亀公共職業安定所 所長	
中村正伸	香川大学 教授	会長
井上雅義	四国学院大学 教授	
立石郁夫	百十四銀行琴平支店 支店長	
石川哲也	連合香川西地域協議会	
三谷一司	元NHK 高松放送局 局長	
水兼博士	県立琴平高等学校 校長	

#### 4 第3期琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の経過

##### 琴平町まち・ひと・しごと創生有識者会議検討経過

回数	開催月日	会議内容
第1回	令和7年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3期琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について</li> <li>その他</li> </ul>
第2回	令和7年3月 （書面決議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3期琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について</li> </ul>

##### 住民意見の募集

開催月日	内容
令和7年2月14日～2月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3期琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）に対する住民意見の募集</li> </ul>



## こんぴーくん

### キャラクタープロフィール

- 名前：こんぴーくん
- 出身地：讃岐の国（現 香川県琴平町）
- 誕生日：天保6年10月9日（神年齢）
- 性別：男
- 性格：人情味あふれ歌舞伎をこよなく愛する
- 特技：六方、見得を切る
- 好きなこと（物）：お客様とのふれあい、散歩
- 自慢：実は、芝居小屋の守り神であり、見ると幸せになる
- その他（身長他）：6尺（実は1寸）
- コメント：天保6年に建てられた現存する日本最古の芝居小屋（旧金毘羅大芝居）に生まれた小さな福の神様。役者姿で現代に出現し、毎年春に開催の「四国こんぴら歌舞伎大芝居」を盛り上げ、皆を楽しませている人気者。



編集・発行

〒766-8502

香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10 企画防災課

TEL：(0877) 75-6711 FAX：(0877) 73-2120